

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 事業実施想定区域及び第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した計画段階環境配慮書の作成の対象となる事業に係る工作物の要件を定める。(第七条の二関係)
- 2 ダムの改築の事業に係る第一種事業及び第二種事業の要件等を定める。(別表第一の二の項、別表第一の五の項、別表第二の三の項～別表第二の六の項、別表第三の三の項～別表第三の六の項関係)
- 3 この政令は、令和九年四月一日から施行する。(附則関係)